

平成30年5月7日開催

箕輪町農業委員会第3回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成30年5月7日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 箕輪町役場 大会議室

3. 出席委員(22人)

| | | | |
|------|------|----|-----|
| 会長 | | 柴 | 恒年 |
| 会長代理 | 議席1番 | 向山 | 勝一 |
| 委員 | 2番 | 向山 | 壽美治 |
| | 3番 | 北條 | 眞一 |
| | 4番 | 代田 | 三男 |
| | 5番 | 井口 | 雅文 |
| | 6番 | 日野 | 正章 |
| | 7番 | 大槻 | 博文 |
| | 8番 | 藤田 | 久一 |
| | 9番 | 根橋 | 英夫 |
| | 10番 | 原 | 美鈴 |
| | 11番 | 関 | 幹子 |
| | 12番 | 鈴木 | 健二 |
| | 13番 | 原 | 義久 |
| | 15番 | 小林 | 正俊 |
| | 16番 | 唐澤 | 太美男 |
| | 17番 | 春日 | 初 |
| | 18番 | 藤森 | 英雄 |
| | 19番 | 櫻井 | 克成 |
| | 20番 | 白鳥 | 善文 |
| | 21番 | 藤澤 | 昭二 |
| | 22番 | 金澤 | 博 |

4 農業委員会事務局職員

| | | |
|-------|----|-----|
| 事務局長 | 三井 | 清一 |
| 事務局次長 | 丸山 | 敦 |
| 事務局書記 | 山崎 | 万里子 |
| 事務局 | 兼子 | 恵美子 |

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第5 議案第4号 箕輪町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 日程第6 報告第1号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について

事務局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。本日もよろしくお願いいいたします。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)
ご着席ください。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいいたします。

会 長

改めまして皆さんこんにちは。先程局長のあいさつの中にもありましたが、本日は、大変足ものと悪い中ご苦勞様です。丁度今の時期は農耕が最盛期を迎える時期であります。稲の田植、野菜の各種植え込みなど、農業をされる皆さんは、大変忙しい時期をむかえているわけでありまして。本日は、雨ということで、農休みということで、じっくり会議してまいりたいと思います。一つ報告であります、局長の横に、農業委員会長の席が設置されました。私がしっかり農業委員の仕事をしろと言われていたのかなと思いつつ、この3年間しっかりやろうと改めて思いました。事務局との打合せ、資料づくりの際使っていただくのもよいと思います。

事務局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいいたします。

議 長

ただいまから第3回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は21人です。9番根橋委員が、他の会議のため遅れての出席となる旨の連絡が事務局に来ております。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

4月の経過報告について申し上げます。

第2回総会が4月5日に開催され農地法第3条3件の転用審議案件につきましては、総会后6日付けで許可書を交付いたしました。第4条1件の審議案件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。第5条の審議案件9件の転用審議案件については、7件について総会后6日付けで許可書を交付し、転用審議案件2件については、南信地区常設審議委員会に置いて、長野県農業会議会長へ諮問を行い、4月13日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められ、

1 4日付けで許可書を申請者に交付しました。

4月20日には農地あっせん会議が行われました。本日午前中に5月転用案件現地確認を実施しました。また、本総会前の午後1時30分より役員会を行っております。以上で4月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

5番井口雅文委員・6番日野正章委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

なお、2番目の案件につきましては、■■■■委員に関する案件となりますので、その審議については、代田委員には退席いただいた中での審議とさせていただきますので、最初に1番、3番の案件につきまして事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1番、3番の案件につきまして説明をいたします。

1番の案件について売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■■■■■■■■「畑」1,110㎡

譲渡人は、松島■■■■の■■■■さん。農地が離れており農地の維持管理が困難な状況であるとともに、農業経営を縮小するものです。譲受人は中曽根■■■■組の■■■■さん。■■■■さんは、水稻・野菜を中心に耕作しており、申請地を譲受農業経営の拡充を行うものです。トラクターなどを主有しており、申請地を譲受農業経営の拡充を行うものです。売買金額は、坪2,000円になります。申請地は農振農用地区域外で、加減面積の5aの要件は満たしております。位置図は1ページになります。

続いて3番の案件について説明をします。

無償贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■■■■■■■■「田」1,019㎡。

譲渡人は沢■■■■組の■■■■さん。高齢のため、該当農地への移動が困難であり、管理ができないため、農業経営の縮小をするものです。譲受人は、松島■■■■の■■■■さん。■■■■さんは、■■■■さんの親戚にあたり、■■■■さんより話があり、自身としても農業経営の拡充を考えていた。■■■■さんは、トラクター等所有しており、水稻、野菜を中心に耕作しております。

申請地は農振農用地区域内で30aの要件を満たしております。位置図は、3ページになります。■■■■■■■■■■の■■■■の交差点より辰野方面に向かって行った最初の四つ筋を、東側に向かった農地になります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1番白鳥善文委員。

白鳥委員 事務局の説明のとおりであります。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 3 番の案件について、原委員

原委員 事務局の説明のとおりであります。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局並びに担当委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。ここで、■■■■委員関連の案件の審議となりますので、■■■■委員は退席をお願いします。
続きまして、第 1 号議案 2 番案件に関して、事務局より説明を求めます。

事務局 (2) 案件に関して説明します。
売買に伴う所有権移転となります。
土地の所在は、中箕輪字■■■■■■■■■■ 「田」798 m²、
中箕輪字■■■■■■■■■■ 「田」890 m²、
中箕輪字■■■■■■■■■■ 「田」870 m²、中箕輪字■■■■■■■■■■ 「田」733 m²
合計 4 筆 3,291 m²
譲渡人は大出■■■■組■■■■さん。農業経営を縮小するものです。譲受人は、木下■■■■
■■■■の■■■■さん。譲り受け農業経営の拡充するものです。
売買金額は坪 2,000 円になります。■■■■さんは水稻、果樹を中心に耕作しており、トラクターなどの農機具も所有しております。申請地は農振農用地区域内で 30a の要件を満たしております。位置図は、2 ページになります。
説明は以上であります。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
藤田久一委員。

藤田委員 ただ今あがりました■■■■さんの案件につきましては、事務局の説明のとおりですので、皆さまのご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案2番案件については原案のとおり認めることに決定しました。ここで、■■■■委員の入室を認めます。
■■■■委員に申しあげます。2番案件に関しては、原案のとおり認められました。
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第5条の許可申請について1件目よりご説明いたします。
売買による所有権の移転申請です。
土地の所在は、■■■■■■■■■■「田」40㎡ 住宅敷地の拡張です。
譲受人の■■■■さんは、現在今回の該当土地の隣に住んでおり兼ねてより住宅敷地に物置の設置を検討しておりましたが、敷地面積が不足しておりましたが、今回該当の土地を取得することで実施ができると考え計画するものです。
農地区分は、宅地の間に残された生産性の低い消極的2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。位置図は、転用の1ページになります。
今回の土地は、平成26年4月に建売住宅建設という目的で転用許可になっていた土地、進入路と赤羽さんの所有の宅地の間に位置し、建売住宅用地として利用ができない状態であり、計画変更の申請もあわせて出ております。
引続き2番目の案件について説明いたします。
売買による所有権の移転申請です。
土地の所在は、中箕輪■■■■■■■■■■「田」259㎡
中箕輪■■■■ 「田」303㎡
中箕輪■■■■ 「田」5.58㎡ 合計3筆 567.58㎡ 住宅の新築による申請
譲渡人の■■■■さんは、現在アパートで生活していますが、兼ねてより、親と同居する二世帯住宅を建築するために土地を探していた。
申請地は、生活環境が整っており、資金計画とも見合っており、計画するものです。譲渡人は、平成26年4月に建売住宅を計画し5条の許可申請を行っており、2棟は建築済となっておりますが、今回■■■■さんより2区画あわせての購入をしたいとの話があり、計画を変更し、■■■■さんに売買を計画するものです。
農地区分は、宅地の間に残された生産性の低い農地 消極的2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。位置図は1ページになります。
続いて、3番目の案件について説明します。
使用貸借権設定による申請です。
土地の所在は、中箕輪■■■■■■■■■■ 「畑」456㎡ 住宅新築による申請です。

借受人の■■■さんは、現在町内のアパートに住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭となり将来のことも考え住宅を計画したところ、実家近くに母所有の農地があり、大変環境もよく利便性もよい為借りうけ計画するものです。貸付人は、申請地周辺は宅地化が進む地域であり、農業がしがたい状況であるため、農業経営を縮小し、貸し付けるものです。

農地区分は、第1種中高層住居専用区域内の用途地域内の農地で、3種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。位置図は3ページとなります。

続きまして、4番目の案件につきまして説明いたします。

使用貸借権設定の申請です。

土地の所在は、東箕輪■■■■「田」401㎡ 住宅新築による申請です。

借受人の■■■さんは、結婚するため、現在両親と同居していますが、実家近くの父所有の土地へ新築を計画するものです。貸付人の■■■さんは、周辺は宅地化が進む地域で、耕作がし難い状況であり土地の有効活用のために貸し付けるものです。

農地区分は、■■小学校、■■■■保育園から概ね500m以内に位置し、水道管等2種類埋設道路に沿った3種農地もあたり、位置的代替性がないと判断します。位置図は、4ページになります。

続きまして、5番目の案件につきまして説明いたします。

売買による所有権の移転申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■■「田」531㎡。住宅新築による申請です。

譲受人は、妻の母所有の家に住んでいるが手狭なため住宅新築のための土地を探していた。今回の土地は、譲渡人の濱さんが、住宅及び作業所建設のため平成元年6月に5条の許可を受けた土地ですが、現在岡谷に住宅を建設し生活しており、取得をしていた土地の有効活用のため今回計画変更の申請を行い、譲受人の■■■さんに売買を計画するものです。

農地区分は、宅地の間に残された生産性の低い 消極的2種農地であり、位置的代替性がないと判断します。

売買金額は615万円。坪38,500円になります。位置図は5ページになります。

続きまして、6番目の案件につきまして説明申し上げます。

土地の所在は、中箕輪■■■■「田」330㎡。住宅新築による申請です。

譲受人の■■■さんは現在家族4人でアパートに住んでおり、子どもの成長に伴い手狭となり、また、子どもが通う■■小学校の通学区内で土地を探していた。

今回の申請地は、譲受人■■■■(株)で平成30年3月に建売住宅を3棟建設する目的で転用許可申請が計画されていたが、2棟に変更し、今回■■■さんに売買を計画するものです。

売買金額は、売上金額は、500万円。坪50,000円になります。

農地区分は、市街化近郊区域内で概ね10ha未満の農地、第2種農地であり、位置図は、1ページになります。

続きまして、7番目の案件につきまして説明いたします。

使用貸貸借設定による一時転用申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「田」649 m²の内164 m²

中箕輪 [] 「田」85 m² 計2筆249 m²。仮設事務所等の設置による申請です。

借受人の [] は [] 工事に伴い、現場事務所、駐車場用の土地を探していた。該当の土地は、現場に隣接した土地であり、貸付人の中林さんに話をしたところ、快く貸付に応じていただいた。また、期間終了後、速やかに農地として使用できるよう復元していただくことを条件に、今回申請するものです。

農地区分は、第3種農地 用途区域内の農地になります。位置図は、6ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1番、2番の案件に関しまして大槻委員

大槻委員

事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。

議 長

3番の案件に関しまして春日委員。

春日委員

事務局の説明のとおりであり、問題はないと判断しております。ご審議をお願いします。

議 長

4番の案件について、鈴木委員。

鈴木委員

事務局の説明のとおりであります。よろしく申し上げます。

議 長

5番の案件について、藤田委員。

藤田委員

事務局の説明のとおりであります。よろしく申し上げます。

議 長

6番の案件について、大槻委員。

藤田委員

事務局の説明のとおりであります。よろしく申し上げます。

議 長

7番の案件について、日野委員。

日野委員

事務局の説明のとおりであります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
〔「なし」の声あり〕

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔全員「異議なし」〕

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

農地の貸し借りを、町に出して農業委員会が承認するというのが、農業経営基盤強化促進法第18条でございます。この①は、年数を区切って、土地の所有者経営者と、借受人が、年数、権利【使用貸貸権、貸借権】を申請した物を審議するものであります。2ページは2年新規分についてですが、1筆328㎡になります。3ページは、3年継続で、4筆、2,919㎡となります。4ページ、5ページは、5年新規分で、24筆、20,950㎡となります。6ページ、7ページは、5年継続分で、15筆、13,257㎡となります。8ページは、6年新規分で、3筆、1,991㎡となります。9ページは8年新規分で、2筆、1,362㎡となります。続いて、10ページですが、10年新規分で、8筆、5,315㎡となります。11ページは、10年継続で、1筆、1,278㎡となります。

②についてですが、農用地利用集積円滑化事業分のものとなります。農地利用の円滑化団体ということで、長野県では、上伊那農業協同組合が、所有者と、借り手の間に入ってお金のやり取りを農協が行う。貸し手とすれば、まず農協が借りてくれる安心感がある。借りてが年数の中で、経営規模の見直しを行った場合でも、貸し手が次の借り手を探すのではなく、農協が捜してくれ、農協が次の借り手に繋いでくれる。

2ページから6ページは、4年から10年までの一覧であります。合計27筆、31,231㎡であります。

6ページから11ページは、農協から借り手へ貸し出した一覧となっております。それぞれ借り手毎の表にしてありますので確認いただければと思います。

この計画につきまして、御承認いただきますようお願いいたします。

議 長

議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。この件につきましては、名前が載っている方、若しくは法人の役員の方につきましては、発言はしないようにお願いします。

この件に関しまして意見等ありましたらお願いします。

採決に移ります。議案第4号につきましては、原案のとおり認めるということにご異議ありませんでしょうか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりということで決定をしました。

日程第6議案第5号 箕輪町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、議題とします。前回の協議会の中でお示しをしてありますので、ご意見があればお願いしたいと思います。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号 箕輪町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明します。第1として、基本方針を説明。また、第2として、具体的な目標と推進方法について、(1) 遊休農地の解消目標、(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について説明。第3 担い手への農地利用の集積・集約化について(1) 担い手への農地利用集積目標、(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について説明。第4 新規参入の促進について説明。説明は以上であります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。

議 長

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおりということで決定をしました。日程第7報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)についての報告となります。この法律の中に売買を扱うものがあります。農業開発公社が農地の貸し借り、公社が買い受けて3ヶ月保有した物を借り手(借り手となりえるのは、認定農業者となる)規模拡大をするからこの農地を買い手。地域の担い手農家。メリットとすれば、農地売買の中で税の控除が唯一残っている。買い手が[]さんに決まりました。(7月に公社から柴さんとなる)

報告第1号についての説明は以上になります。

議 長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。
以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件が
ございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

5 番

6 番
